

## 寺請制度

### 〈解説文〉

#### 宗旨証文之事

一光輪寺印 旦那

三村吾忠印

歳五十七

一同寺印 旦那

妻

歳五十三

男子

一同寺印 旦那

三村崇元印

歳廿六

人数べ三人内 男式人

女壱人 三村吾忠印 一家

右者二村吾忠代々真言宗而、則當寺旦那

紛無御座候、万一御法度之宗門之由、訴人於有之者、拙僧何方迄茂罷出、急度可申披候、為其宗門

御請合証文差出申所、依而如件

本寺■国京都智積院末寺 真言宗

西洗馬村 青壺山 光輪寺印

享和三癸亥年三月

城戸十藏殿

矢野藤左衛門殿

### 〈読み下し文〉

#### 宗旨証文のこと

一光輪寺印 檀那

三村吾忠印

歳五十七

一同寺印 檀那

妻

歳五十三

一同寺印 檀那

三村崇元印

歳二十六

人数べ三人内

男二人

女一人 三村吾忠印 一家

右は三村吾忠代々真言宗にて、すなわち当寺檀那に紛れざなく候、万一御法度の宗門のよし、訴人これあるにおいては、拙僧いざかたまでも罷り出で、急度申し披くべく候、そのため宗門御請け合い証文差し出し申すところ、よつてくだんのごとし

本寺■国京都智積院末寺 真言宗

西洗馬村 青壺山 光輪寺印

享和三癸亥年三月

城戸十藏殿

矢野藤左衛門殿

#### 〈用語の解説〉

- ・宗旨…宗門。宗派。
- ・旦那（檀那）…檀家。檀徒。
- ・拙僧…光輪寺の住職のこと。
- ・申し披く…弁解する。理由を説明する。

なお、光輪寺は真言宗智山派の本寺智積院の末寺に位置づけられていた。本末制度といい、本寺が末寺を指揮下に置いて統制した。

#### 【参考文献】

- ・智積院…京都市東山区にある真言宗智山派の総本山。

・歴史教育者協議会編『一〇〇問一〇〇答・日本の歴史4 近世史』  
河出書房新社

〈解説〉  
寺請制度は、寺にキリストンの摘発を請け負わせたもので、人間ひとりに必ず檀那寺を決めさせて、檀那寺がキリストンでないことを証明させた。宗門改めは、毎年調査・申告されて、宗門人別帳に記録・保存された。

寺が発行する証明書を寺請証文とよび、奉公・出稼ぎ・婚姻・引っ越しなどの移動や移住に際して必要とされた。

三村吾忠の一家について、西洗馬の光輪寺が檀家であることを証明したものである。「御法度の宗門」との訴えがあつた場合は、拙僧がどこまでも出かけて説明するとしている。一家のうち女性については「妻」とだけ記され、名前は記載されていない。宛名の城戸と矢野は高遠藩の郡代である。